

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

電話番号 011-204-5019

目次

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正..... (総務部総務課)	29
○土地改良区の役員の退任の届出..... (農業支援課)	29
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	29
○土地改良法による道営換地処分..... (農業施設管理課)	29
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	29
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	30
○建設業者に対する監督処分..... (建設情報課)	30
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課)	30
○市街地再開発組合の設立の認可..... (建築指導課)	30

道人事委員会告示

○特地部局及びその級別の指定の一部改正.....	31
--------------------------	----

告 示

北海道告示第42号

平成19年北海道告示第16号(特定調達契約に係る入札の公告)の一部を次のように改正する。

平成19年1月23日

北海道知事 高橋 はるみ

8 その他を次のように改める。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
入札書に記載する額は、消費税等を含めた価格(単価)とすること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第43号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新十津川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成19年1月23日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成18.12.28	理 事	篠 内 治	樺戸郡新十津川町字吉野492番地12

北海道告示第44号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(東学田地区経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水、暗きよ))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成19年1月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年1月23日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第45号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、北見市端野地区の換地処分をした。

平成19年1月23日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第46号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成19年1月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 小樽市・枝幸郡枝幸町(以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに小樽市役所及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第47号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年1月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 網走郡津別町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
津別町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第48号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成19年1月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 処分をした年月日 平成19年1月10日

2 処分を受けた者

- (1) 商号及び代表者の氏名 吉岡砕石工業株式会社 平沼 邦夫
- (2) 主たる営業所の所在地 松前郡福島町字吉岡66番地
- (3) 建設業の許可の番号 般 17渡第2734号

3 処分の内容

- (1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部の停止
- (2) 営業停止の期間 平成19年1月23日から1月29日までの7日間

4 処分の原因となった事実

上記の者が建設業法第28条第1項第3号に該当した。

北海道告示第49号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年1月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類	道道				
2 路線名	遠軽雄武線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
紋別郡滝上町字サクルー原野2205番4地先から紋別郡滝上町字サクルー原野国有林網走西部森林管理署西紋別支署23林班口小班地先(西興部村界)まで		前	15.00mから65.00mまで	1,825.50m	
		後	25.50mから112.00mまで	1,493.00m	

北海道告示第50号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第11条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の設立を認可した。

平成19年1月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 組合の名称 小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地 小樽市稲穂2丁目22番8号小樽駅前ビル株式会社内
- 3 設立認可の年月日 平成19年1月16日

- 4 事業施行期間 平成19年1月23日から平成21年5月31日まで
- 5 施行地区 小樽市稲穂2丁目89番及び94番の一部
小樽市稲穂3丁目64番、57番9、57番16、57番17、57番18、57番19、57番20、57番29、57番37、57番42、66番の全部、61番1及び62番及び67番の一部
- 6 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで。ただし、平成18年度は、平成19年1月23日から平成19年3月31日まで
- 7 公告の方法 この事業の公告は、事務所の掲示場のほか、施行者が適当と認める場所に掲示して行う。
- 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 平成19年2月21日

道人事委員会告示

北海道人事委員会告示第1号

平成13年北海道人事委員会告示第16号（特地部局及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成18年12月13日から適用する。

平成19年1月23日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

警察職員給与条例関係の表旭川方面管内の項中「利尻富士町鷺泊字港町」を「利尻富士町鷺泊字栄町」に改める。

